様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2024年11月18日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ぷろに　かぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 ＰＲＯＮＩ株式会社  （ふりがな）しばた　だいすけ  （法人の場合）代表者の氏名 柴田　大介  住所　〒141-0022　東京都品川区東五反田３丁目２０番１４号  住友不動産高輪パークタワー１２F  法人番号　3011001091842  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進への取組み | | 公表日 | 2024年 9月 13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト  ・代表メッセージ  https://www.proni.co.jp/company/dx-initiatives/ | | 記載内容抜粋 | 私たちの使命は、BtoBビジネスマッチングの分野で、企業が最適なパートナーと迅速に出会うことで、発注企業の生産性向上やデジタルトランスフォーメーション（DX）の実現を支援し、新たなビジネスチャンスを切り拓くための橋渡しをすることです。  デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進により、データドリブン経営による意思決定の迅速化、業務プロセスの最適化を通じて、企業の生産性向上と競争力強化を実現し、日本のビジネス慣習と生産性にイノベーションを起こしていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認の上、コーポレートサイトに公開。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進への取組み | | 公表日 | 2024年 9月 13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト  ・2.DX戦略  https://www.proni.co.jp/company/dx-initiatives/ | | 記載内容抜粋 | 1.デジタル技術・データ分析を通じてマッチングプロセスの最適・効率化と、顧客へ最適な提案が行える仕組みを構築し、付随業務支援などの付加価値を提供します。  2.問合せ応対の標準化・対応時間の短縮・質の向上を基盤として、顧客が自走活用できる環境構築と機能改修を行い、満足度の向上を目指します。  3.デジタルツール活用を推進し、業務省力化・生産性の向上を目指します。  6.「自社独自AIプロダクト」の開発・サービスへの導入により、サービス全体の品質向上に努めます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認の上、コーポレートサイトに公開。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト  ・2.DX戦略  https://www.proni.co.jp/company/dx-initiatives/ | | 記載内容抜粋 | 4.社内横断組織として「DX推進委員会」を設立し、各事業部の進捗確認・フォローアップと、DX文化の定着を支援します。  5.人材育成のためDX研修を社内教育へ組込み、デジタルデータ、セキュリティ、AI倫理等の知識向上と実務への応用力を強化します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト  ・5.デジタル技術の活用、環境整備  https://www.proni.co.jp/company/dx-initiatives/ | | 記載内容抜粋 | あわせて定期的なシステムの見直しを行い、デジタル資産の管理とセキュリティ対策に努め、満足度の高いサービスを継続して提供できるよう努めます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進への取組み | | 公表日 | 2024年 9月 13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト  ・3.DX推進指標  https://www.proni.co.jp/company/dx-initiatives/ | | 記載内容抜粋 | 1）事業収益、マッチングプロセスの推移状況  2）問合せ数、応対時間などのCS指標  3）デジタルツールの導入・統廃合状況の一元管理と整備  4）「DX推進委員会」の活動状況  5）「DXリテラシー標準」・「DX推進スキル標準」の研修完了者、または「DX/IT関連資格」取得者の「DX推進委員会」への組入れと輩出  6）「自社独自AIプロダクト」の活用状況 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年 9月 13日 | | 発信方法 | 当社コーポレートサイト  https://www.proni.co.jp/company/dx-initiatives/  ・代表メッセージ  ・1.DX経営方針 | | 発信内容 | デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進により、データドリブン経営による意思決定の迅速化、業務プロセスの最適化を通じて、企業の生産性向上と競争力強化を実現し、日本のビジネス慣習と生産性にイノベーションを起こしていきます。  デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進により、データとデジタル技術を活用した利便性向上、社内業務の効率化、提供サービスの変革を加速させます。  2024年9月13日  PRONI株式会社  代表取締役　栗山 規夫 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 5月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | DX推進指標 自己診断を実施しております。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ISMS認証（ISO/IEC 27001）を2024年5月に取得し、厳格な情報セキュリティ体制を確立しています。  ISMSのフレームワークに沿った以下概要のサイバーセキュリティ対策を適用し、リスクアセスメントを定期的に実施することで、リスクの特定と管理を徹底しております。  ・アクセス制御  ・データ保護と暗号化  ・セキュリティ教育  ・監視とインシデント対応 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。